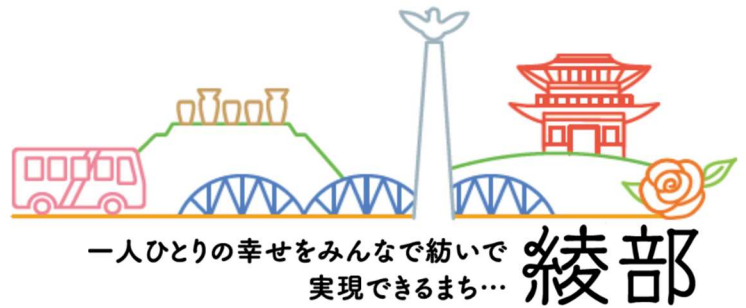




令和8年度

綾部市職員採用試験

《通年募集・通年採用》

■ 募 集 職 種

事務職員（デジタル人材）

土木技師

事務職員

■ 受 付 期 間

随時受け付けます。

■ 採 用 予 定 日

令和9年4月1日 または 令和8年度内



1 試験区分、採用予定人員、受験資格及び職務内容

試験区分	採用予定人員	受験資格	職務内容
事務職員 (デジタル人材)	若干名	昭和61年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による高等学校以上の学校(同程度と認めるものを含む。)を卒業若しくは令和9年3月までに卒業見込みの方で、<u>専門課程(情報処理、情報通信、情報工学、システム工学、データサイエンス、その他これらに類する情報系の課程)を修得した方又は修得見込みの方</u> 昭和61年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による高等学校以上の学校(同程度と認めるものを含む。)を卒業した後、<u>民間企業等で通算して3年以上情報系システム、通信基盤、DX 推進関係のいずれかの職務経験を有する方</u>	情報系システム関係業務に従事
土木技師	若干名	昭和61年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による高等学校以上の学校(同程度と認めるものを含む。)を卒業若しくは令和9年3月までに卒業見込みの方で、<u>専門課程(土木)を修得した方又は修得見込みの方</u> 昭和61年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による高等学校以上の学校(同程度と認めるものを含む。)を卒業した後、<u>民間企業等で通算して3年以上土木関係の設計業務、施工管理等の職務経験を有する方</u> 平成8年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による高等学校以上の学校(同程度と認めるものを含む。)を卒業若しくは令和9年3月までに卒業見込みの方で、<u>土木関係業務に興味のある方(専門知識、経験不問)</u> ※採用後、指定する研修プログラムの受講や OJT を通して、専門知識を修得していただきます。	土木関係業務に従事
事務職員	若干名	【行政リスタート枠】 次の要件をすべて満たす方 ①昭和51年4月2日以降に生まれた方 ②転職や結婚、出産、育児、介護等の理由により国または地方公共団体(綾部市含む)の職員を退職した方 ③国、または地方公共団体(綾部市含む)において、任期の定めのない正規職員として3年以上一般事務の職務経験を有する方	一般事務に従事

< 行政リスタート枠とは >

これまでの行政経験を生かし、即戦力として活躍できる方で、一度行政を離れて得た様々な経験や柔軟な発想、客観的な視点を生かし、地域の課題解決や新しいまちづくりに果敢に挑戦する人材を求めています。

<職務経験について>

『事務職員(デジタル人材)／土木技師』

民間企業等における職務経験には、民間企業の従業員、公務員、自営業者等として就業していた期間が該当します。ただし、以下の点に注意してください。

- ①「通算3年以上の職務経験」とは、申し込み時点において、週30時間以上の勤務実績が通算で3年以上であることを要します。なお、休業等(1ヶ月以上の病気休暇、育児休業)の期間は、勤務実績として通算できません。
- ②職務経験が複数期間の場合は、通算できます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合はいずれか一の職歴に限ります。

『土木技師』

設計又は施工管理の経験とは、土木又は建築構造物の築造・改修工事についての設計や、監理技術者、現場代理人等としての施工管理経験が該当します。

『事務職員』

「通算3年以上の職務経験」とは、申し込み時点において、国または地方公共団体(綾部市含む)において、任期の定めのない正規職員として従事した期間が該当します。ただし、以下の点に注意してください。

- ①職務経験が複数期間の場合は、通算できます。
- ②休業等(1ヶ月以上の病気休暇、育児休業)の期間は、勤務実績として通算できません。

※すべての職種において地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

～ 地方公務員法第16条(抄) ～

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験の内容、日時及び場所

区 分	試験内容	日 時	場 所
第 1 次試験	書類選考試験	随時受け付けます。	綾部市役所
第 2 次試験	作文試験 面接試験	第 1 次選考合格後に案内します。	
第 3 次試験	面接試験	第 2 次選考合格後に案内します。	

試 験 内 容	
書類選考試験	エントリーシートを審査し、合格基準点に達するものを選考
作文試験	文章表現力、課題に対する理解力、文章構成力等についての試験 原稿用紙800字以内、試験時間45分
面接試験	人物評価

3 受験申込方法

申込方法	＊綾部市ホームページの「令和8年度＜通年募集＞綾部市職員採用試験申込フォーム(エントリーシート)」から申し込んでください。 ＜事務職員(デジタル人材)、土木技師＞ https://logoform.jp/form/39Fi/1480145 ＜事務職員【行政リスタート枠】＞ https://logoform.jp/form/39Fi/1715988 ＊右記の二次元バーコードからスマートフォンでも申し込み可能です。
受付期間	＊随時受け付けます。(採用予定人員を満たした場合は、受付を終了します。) ＊メンテナンス等により申込フォームが運用休止等となる場合がありますので、申し込みができない場合は、職員課まで連絡してください。 ＊使用されるパソコンやスマートフォンの通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。
注意事項	＊申し込みが完了すると、受付完了メールが自動送信されます。 ＊申し込み完了メールは「no-reply@logoform.jp」から届くため、あらかじめ迷惑メール設定を解除、もしくは受信設定をしてください。 ＊申込完了メールが届かない場合は、職員課まで連絡してください。

※インターネットによる申し込みができない方は、職員課まで問い合わせてください。

○その他

身体に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめご連絡ください。

試験申込みにより取得した個人情報については、採用試験の目的以外には利用しません。

4 合格発表

- (1)第1次合格発表 受験者本人にメールで通知します。
- (2)第2次合格発表 受験者本人にメールで通知します。
- (3)最終合格発表 受験者本人にメールで通知します。



5 合格から採用まで

この試験の最終合格者は、「綾部市職員採用候補者名簿」に登載され、原則として令和9年4月1日に採用されますが、すでに基準学歴の学校を卒業されている場合は、令和8年度中の採用になる場合があります。

6 給与、福利厚生等

(令和8年4月1日現在)

区 分	大卒32歳 (職務経験10年)	大学の 新卒者	短期大学の 新卒者	高等学校の 新卒者
初任給 (基本給+地域手当)	322,712 円	248,240円	231,655 円	214,321 円

- ※1 給与は、職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。
- ※2 その他期末、勤勉、通勤手当等が支給されます。
- ※3 採用されるまでに条例等の改定が行われた場合は、その定めるところによります。
- ※4 既卒者については、規則で定められた基準に基づいて算出した額が初任給となります。
- ※5 採用された日から共済組合の組合員資格を取得し、医療保険や年金制度、健康管理等の福利厚生サービスを受けることができます。

7 試験結果の開示

この試験結果については、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が、本人であることを証明する書類(受験票、運転免許証等)を持参の上、直接お越しください。

試験	第1次試験	第2次試験	第3次試験
開示請求 できる者	不合格者		
開示内容	第1次試験の順位及び 総合得点	第2次試験の順位及び 総合得点	第3次試験の順位及び 総合得点
開示期間	各合格発表の日(通知日)から1か月間(ただし、土、日曜日及び休日を除く。)		
開示場所等	綾部市役所本庁舎2階(市長公室職員課) 午前8時30分(開示期間の初日は午前10時)から午後5時15分まで		



■問い合わせ先■

〒623-8501

京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市 市長公室 職員課 職員・人事担当

Tel 0773-42-4228

